事 務 連 絡 令和 2 年 4 月 17 日

各事業所 御中

三重県農協健康保険組合

「緊急事態宣言」を踏まえた健診事業の対応について(お願い)

標記の件につきまして、令和2年4月8日付厚生労働省保険局保険課事務連絡によりますと、「緊急事態宣言」の対象となる地域の住民や施設等により実施する特定健康診査・特定保健指導については、少なくとも緊急事態宣言の期間は行わないこととされております。

また、対象地域以外で行う保健事業や特定健康診査以外の保健事業(人間ドック等各種健診)については、その実施の必要性の検討に当たっては、実施時期、実施方法について再検討したうえで、その内容に応じて実施の可否を判断することとされておりました。

そうしたことから、当組合では健診事業については、契約医療機関等の関係者間で調整のうえ実施しておりましたが、令和2年4月16日に政府は「緊急事態宣言」の対象地域を全都道府県に拡大されました。

そのため、「緊急事態宣言」が発令されている5月6日までの間について、健診を 実施する医療機関によりましては、「健診の実施見合わせ」、「一部検査の中止等」の 対応が各々異なる場合がありますので、医療機関から健診の申込をいただいている 各事業所へ直接、調整等のご連絡をさせていただきますので、健診担当者様を通じ 対象者へのご対応をお願いいたします。

> 担当部署:総務部 TEL059-229-9220